

平成26年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成26年12月24日（水）午後2時30分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所 519会議室
出席委員	本間 重雄 委員長代理 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員
事務局	契約検査課、庁舎管理課、職員課、みどり公園・水辺課・道路管理課、総合公園課、保育課
傍聴者	1名

I 開会 本間委員長代理の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注案件総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成26年度第2四半期および平成25年度の物品・一般委託の発注について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：指名停止となっている業者の詳細を聞かせてほしい。

事務局：家屋解体の現場で作業員が負傷した際、労働基準監督署に虚偽報告を行ったため簡易裁判所から罰金刑が確定したことから3ヶ月の指名停止となったもの。（市外業者）

本市発注の窓付封筒の納入が遅延したため1ヶ月の指名停止となったもの。（市内業者）

化学消防ポンプ車の受注に当たって予定価格を担当者から不正に聞き出したため、3ヶ月の指名停止となったもの。（市外業者）

前回から新規に追加された停止業者の理由は以上となります。

議題2 抽出案件の審議

委員長代理：それでは今回の抽出をされた諸坂委員から抽出理由を説明願います。

委員：（各案件名下の青字記載のとおり）

（1）平塚市役所来庁者駐車場整理業務

抽出理由：今回の抽出対象の中で最も低落札率であったため。

委員長代理：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【庁舎管理課から業務の概要を説明】

【契約検査課から指名競争入札の指名選考理由・入札契約状況を説明】

委員：選考理由の中で官公庁実績の有無があるが、本当に必要性はあるのか。民間の駐車場経験だけではなぜダメだったのか。

事務局：車両誘導や案内にとどまらない、市役所特有の利用者層や問い合わせへの対応が想定されているため、官公庁での実績を必須項目とさせてもらっている。

委員：他の自治体でも同様の条件を付しているのか。

事務局：自治体によってケースバイケースで、本市と同様のやり方のほかに、駐車場の一切を民間に任せていることもあれば、シルバー人材を活用している自治体もいる。

委員：他市での実績が本当に平塚市の駐車場でも役に立つのか。各自治体で状況が違うのだから参考にならないのではないか。

事務局：多くの業者がある中で絞り込んでいくため、指名選考のひとつの目安として考えている。

委員：24年度の受託者については既に実情を知っていることになるので、他の業者との公平性は保たれているのか。

事務局：24年度の受注時に飛びぬけて安い価格で落札した業者であり、その安さが最低賃金を下回ることが課題だった経緯がある。業者側も会社の宣伝を踏まえた低価格入札であり、実際に労働者賃金にしわ寄せがあったということではないが、25年度の発注に際しては最低制限価格を設け、最低賃金を下回るような契約をしないという協議があった。

なお、本案件の最低制限価格は県の最低賃金を元に設定されているため、過去受注者と新規参加者の間で有利不利は生じていないと考えている。

委員：市内業者と市外業者で指名基準に差があることについて。「警備・受付の委託」の営業種目が市内業者であれば1～2位、市外業者は1位と指定されているが、これはどうして差をつけたのか。

事務局：工事現場の警備を主にしている業者と、商業施設などの誘導を主にしている業者のように業者ごとの力の入れ方で順位は変わってくるが、特に2位ではできないということではない。市内業者優先の考え方から、市内の参加可能範囲を広くとっている。

委員：前年度受注者は市外業者で営業希望順位が2位であるため、選考基準だけみれば非該当である。但し書きで「前年度の受注者であるため」と別枠にしてあるが、これでは不公平に取られかねないので、もし営業希望順位が1位でも2位でもいいのであれば、市外業者の選考基準についても「1～2位」としておくべきではないか。

事務局：ご指摘を受けとめ、次発注の際には是正するよう留意する。

委員：26年度に同様の発注をする際も最低制限は設定すると思うが、それは最低賃金の上昇にも対応しているのか。

事務局：最低賃金を元に最低制限価格を設定したのは25年度のみで、26年度分の発注に際しては庁内統一基準である「予定価格の80%」を最低制限価格としている。これは最低賃金を元にするよりも高額な設定となっている。

委員長代理：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室してください。

(2) 平成25年度平塚市職員に係る福利厚生事業

抽出理由：受託者が「平塚市職員共済会」であること背景、理由を確認したいため

委員長代理：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【職員課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随契理由、契約までの経緯を説明】

委員：随契理由を「自治法施行令に該当」「競争入札に適さないため」と記述されているが、これだけでは理由の付記とは言えない。なぜ競争入札に適さないのかを示して初めて随契理由と言えるので、今後記述の仕方を改めるとともに、詳細の説明をしてほしい。

事務局：職員共済会は職員自らが組織する団体であるため、人間ドックやサークル活動への助成金等、事業に必要とする支出以外の手数料・人件費等を必要としないことから、他の営利団体との競争には適さないと考えている。

委員：職員共済会でなくてはできない理由は今説明を受けたが、本当に職員共済会以外ではできないか他団体・企業との比較を行っているのか。比較せずに結論ありきでは良くない。民間であれば長期に渉る契約であれば定期的に見直しを検討する。

事務局：他との比較検証はしていない。ご意見はもつとも受け止める。

委員：契約上、契約金額に対して不要だった委託料を清算・戻入しているとのことだが、その手続きについて確認したい。外部監査により清算内容を確認しているか。

事務局：年度末に決算報告の提出を受けている。職員共済会内での会計監査はした上で報告書が提出されているが、担当課で報告書の提出を受けてからの外部による精査は行っていない。共済会の監査事務局には職員課も加わっている。

委員：第3者を入れないと監査にならないのではないか。結局「市の職員＝共済会の人間」という同じ人間が支出して監査して報告を受けるような形になってしまっているのは中立公平性・第3者性が担保されなくなってしまう。

事務局：最終的には市の委託事業として、市の監査委員による監査は受けることになるが、委託で行う各事業の支出については第3者性が無いというのは否めない。

委員：補助金事業についてのコスト意識の高まりもあって、外から見て不正や馴れ合いが（実際には無かろうと）あるのではないかと見られ得るという状況は排していくべきではないか。おおげさに言えば住民監査請求を受けてしまうようなリスクを背負わないようにしたほうがいい。

事務局：説明責任を果たせるよう、ご指摘いただいた内容は検討させていただきたい。

委員長代理：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) 駅前広場・地下道等清掃管理委託・馬入花畑管理業務委託

抽出理由：契約成立までの双方当事者の協議の流れを確認したい。

委員長代理：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路管理課およびみどり公園・水辺課から業務の概要を説明】

【契約検査課から指名競争入札の条件、入札・契約状況を説明】

委員：増額変更を経て、最終結果においては当初の予定価格を超えた請負金額となっている。委託の増額修正というのはそもそも有りなのか。

事務局：いずれの案件も労務単価の上昇に伴う特例措置について契約検査課から通知があり、これにより当初契約金額を増額するという変更契約を行っている。

委員：では来年度以降はこういった増額変更ケースは発生しない一時的なものと考えてよいか。

事務局：労務単価の再上昇や、それに限らず変更に足る理由が発生すれば増額変更はあり得る。

委員：増額変更というのはどのくらいの割合まで増額できるものなのか。規定はあるのか。

事務局：工事請負契約に関しては契約規則上で3分の1までの増減と決められている。それ以外の委託業務などは増減の幅に制限は記されていない。

委員：土木工事関係の業者からは「市が増額変更に消極的」という声も聞いたことがある。市の方針として増額は極力したくないのか。

事務局：契約検査課、ひいては市としては正当な理由がある増額変更にストップをかける理由はないと考えている。適正な契約と必要に応じた変更契約を担当課をはじめ庁内に周知していきたい。

委員長代理：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

(4) 平塚市総合公園管理委託契約に伴う委託料

抽出理由：①今回の抽出対象の中で最も高額であったため

②受託者と市との関係性について確認したかったため

③本件に関して「地自法施行令第167条の2の1の2」を適用しなければならぬ理由を確認したかったため。特に次の2点を確認したい。

1) 本条条文では「随意契約によることができる」と裁量規定になっているので、随契にしなくてもよいとの判断もあり得るが、なぜ随契として本件を採用したか。

2) 2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断した理由

委員長代理：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【総合公園課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随契理由、契約までの経緯を説明】

委員：随契の採用理由と1者随契として(公財)平塚市まちづくり財団を選定した理由を確認したい。

事務局：平塚市の随契ガイドラインにおいて国および地方公共団体、公益財団法人と契約する場合は競争入札に適さないものとして1者随契を行ってもよいとなっているため。

委員：「1者随契を行っても良い」という記述は、「1者随契をしなくてはならない」という意味ではない。競争入札をする一切の可能性が無いことまで確認してから随契を採用すべき。

事務局：受託者の財団法人は当施設開設以来30年に及び同業務を行ってきた実績があり、これまで問題なく業務を行ってきた実績から、業務内容を熟知しているという点において競争入札の余地がないと判断した。

委員：財団法人全般に言えることだが、行政からの補助金で成り立っているという組織の性質上、大きな挑戦や成長もないまま長期契約を続けているということになりかねない。30年という長期の継続委託がはたして最善かどうかは、見直してみる価値があるのではないかと。

事務局：総合公園という市の財産をいい状態で将来に引き継いでいきたいという思いから、なかなか思い切った冒険には踏み切れず、財団に多くを任せている現状はある。実際、節電への取り組みや動物園での新規事業の工夫など一定の成果も認めているところではあるが、今回のご意見は貴重なものとしてよく受け止めさせていただきたい。

委員：指定管理者制度を採用することも検討してはどうか。民間のノウハウでよりよい施設運営ができるようになることも大いに考えられる。

事務局：ご提案は今後の公園管理業務を考える際の材料とさせていただきたい。

委員長代理：他に質問がなければ、その他に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構です。

(5) 平塚市子育て支援センター事業委託

平塚市つどいの広場事業委託（つどいの広場もこもこ）

平塚市つどいの広場事業委託（つどいの広場きりんのおうち）

※抽出理由を同じくする案件は他に「地域包括支援センター運営事業委託」（8件）があったが、昨年の定例会議で審議済みのため今回は審議対象から省略となっている。

抽出理由：①本件に関して「地自法施行令第167条の2の1の2」を適用しなければならぬ理由を確認したかったため。特に次の2点を確認したい。

1) 本条条文では「随意契約によることができる」と裁量規定になっているので、随契にしなくてもよいとの判断もあり得るが、なぜ随契として本件を採用したか。

2) 2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断した理由

②落札率が100%である案件とそうでない案件の理由。

③100%でなくてもいいはずだが、100%で合意した理由。

委員長代理：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【保育課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随契理由、契約までの経緯を説明】

委員：随契の採用について経緯・理由の詳細を確認したい。

事務局：随契を選択した理由としては、「子育て支援」という業種登録は競争入札参加資格者名簿には存在しないことから下記の4点を踏まえたもの。

①保育士や幼稚園教諭などの資格をもったアドバイザーを配置できる

②保育園や幼稚園、小学校等地域の子育てに関する実情に詳しいこと

③国・県の補助金を利用する際、委託契約の事業費に係る「清算」の考え方が示されている

④親が気軽に相談できるよう、請負者を頻繁に変えることができない

委員：1者随契の相手方の選定理由はどのようなものか。

事務局：子育て支援センターの委託先は、地域における社会福祉事業の能率的運営と地域組織化活動

を促進し、地域福祉の増進を図るため、社会福祉活動への住民参加の支援、ボランティア活動の振興等の事業を行っており、地区社協等との連携のもと、各事業の拠点として、地域との結びつきや住宅支援のノウハウ及び実績を蓄積していることから選定されている。

つどいの広場の各委託先は、それぞれ事業開始時において、市内で認可保育所を運営する社会福祉法人へ事業委託の募集をしたところ、現在各つどいの広場事業を受託する社会福祉法人から希望があったもので、保育所の運営において、子育て親子の交流、集いの場の提供や子育てに関する相談、援助の実施を行っており、地域との結びつきの深さや子育て支援のノウハウを蓄積していることから選定されている。

委員：案件ごとに落札率が100%であったりそうでなかったりするバラつきについてはどう考えているか。

事務局：予算編成の時と実際の見積もり合わせに際して都合2回見積もりをいただいている。1回目で見積もりで担当課は精査を行い、その額で翌年度の予算を取ることになるが、そのうえで新年度を前に契約のため見積提出してもらった段階で、その精査された額を見積として出してくる場合と、更に低い見積もりを出してくる場合があるため。

委員：学童保育は運営管理を指定管理で行っているが、この業務は指定管理を採用すると業者が頻繁に変わるため、その手法は適さないという解釈でよいか。確かに業者が毎年コロコロ変わると親の立場からはなじみが薄くなってしまいかもしれないが、子供は育っていったり利用者は入れ替わるので、継続性を重視しなくてもよいのでは。

事務局：たとえば下に弟妹が産まれた場合、しばらく利用していなくてもまた知っている顔ぶれに相談ができるというメリットがある。

委員：随契をする理由となっている「清算の考え方が示されている」とはどういうことか。

事務局：必要とした分を受け取り、結果として必要な委託料は市に返還するという考えを踏まえている、ということ。清算して必要に応じ減額の契約変更を行っている。

委員：「清算」の検証は行っているか。清算による戻入が無い案件もあるが、1円単位でぴったり使い切ることは現実的に不可能で多少なりとも過不足はでているはず。そこを確認していないと「清算」の考えが示されてるとは言えないのではないか。

事務局：確認するよう見直していきたい。

委員：支出の内訳は確認できているか。

事務局：各経費は確認しているし、他の同業種施設に対して不自然に突出した経費がないかも比較している。

委員：利用実績と委託料を照らし合わせると、利用者のもっとも少ないつどいの広場「もこもこ」が最も高い契約金額となっている。どういう理由か詳細を伺いたい。

事務局：「もこもこ」はつどいの広場の最初のもので、利用しやすいよう駅前中心地に設立されている。空き店舗を利用して整備しているため家賃が発生していること、そして空き店舗を利用していることからキャパシティの面で他の広場に比べゆとりが無く、その点で利用者数に差が表れてきていると考えられる。

委員長代理：他に質問がなければ、その他に移りたいと思います。業務担当課の方は退室して結構で

す。

議題3 その他

委員長代理：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回抽出委員の選定
- ・ 次回定例会議の日程調整

委員長代理：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時00分閉会)